

受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領

(平成 15 年 4 月 14 日 15 監技第 7 号)

(最終改正 令和 8 年 4 月 27 日 8 建政技第 37 号)

(主旨)

第 1 受注希望型競争入札実施要領の対象とする工事等の低入札価格調査（以下「調査」という。）については、「低入札価格調査制度事務処理要領」（平成 13 年 5 月 8 日 13 監技第 47 号、土木、住宅、農政、林務各部長から発注機関の長あて）にかかわらず、この事務処理試行要領（以下「試行要領」という。）を適用する。

(対象工事等)

第 2 対象とする建設工事及び建設工事に係る測量・調査・設計等委託業務（以下「委託業務」といい工事及び委託業務を併せて以下「工事等」という。）は、受注希望型競争入札で発注する予定価格（消費税を含む。以下「予定価格」という。）が 100 万円を超える建設工事及び 50 万円を超える委託業務を対象とする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する工事等で発注機関の長が適用しないと判断した場合は、調査対象としない。

(定義)

第 3 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査基準価格：その価格を下回った場合に低入札価格調査を実施する価格。
- (2) 失格基準価格：その価格を下回った場合に調査の実施を省略し、失格とする価格。
- (3) 入札書比較価格：別添 1 の 1 に示す価格。
- (4) 平均値及び標準偏差：別添 1 の 2 で算定された値。
- (5) WTO 適用基準額：予定価格が「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成 7 年 11 月 1 日政令第 372 号）第 3 条第 1 項に規定する総務大臣の定める額
- (6) 受注希望型競争入札：受注希望型競争入札で実施する建設工事又は委託業務。
- (7) 総合評価落札方式：受注希望型競争入札による建設工事又は委託業務のうち、総合評価落札方式で実施する建設工事又は委託業務。
- (8) 第三者照査：受注者が自ら行う照査に加えて、第三者により実施する照査。
- (9) 管理（主任（主任担当））技術者の専任配置：他の委託業務において、いかなる技術者としても従事しない技術者配置。

(建設工事の低入札価格調査基準価格等の設定)

第 4 WTO 適用基準額以上の建設工事は、入札書比較価格に $93/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を低入札価格調査基準価格として設定し、この価格を下回る価格の落札候補者については、試行要領の第 11 に規定する調査を実施するものとする。

2 予定価格が 100 万円を超え WTO 適用基準額未満の建設工事は、次の（2）から（4）により算定した価格を低入札価格調査基準価格とし、この価格を下回る価格の落札候補者は試行要領の第 19 第 2 項に規定する調査を実施する。

- (1) 算定対象は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に $86/100$ を乗じた額（1 円未満は切り捨て）以上の入札金額で算出した平均値（小数以下は切捨て。）に「標準偏差（小数第 1 位を四捨五入。） $\times 1.5$ 」を加算及び減算した各金額（小数第 1 位を四捨五入。）の範囲以内の価格の入札者とする。

- (2) 算定対象の入札者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $93/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を低入札価格調査基準価格とする。
- (3) 算定対象の入札者が5者以上の場合には、入札書比較価格に $90.5/100$ を乗じた額（1円未満は切捨て。以下「90.5%相当額」という。）未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格（千円の位を四捨五入。以下「基準算定基礎額（建設工事）」という。）から「標準偏差（小数第1位を四捨五入。） $\times 0.5$ 」を減算した価格（千円の位を四捨五入。）を低入札価格調査基準価格とする。
ただし、算定対象の入札者が5者以上の場合であっても、90.5%相当額以上の者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $93/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を低入札価格調査基準価格とする。
- (4) 前号で算出した低入札価格調査基準価格が、入札書比較価格の93%を下回る場合には、入札書比較価格に $93/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を低入札価格調査基準価格とする。

（建設工事の失格基準価格の設定）

- 第5 予定価格が100万円を超えWTO適用基準額未満の受注希望型競争入札（総合評価落札方式を含む）は、次の（2）から（4）により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格とする。
- (1) 算定対象は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に $86/100$ を乗じた額（1円未満は切り捨て）以上の入札金額で算出した平均値（小数以下は切捨て。）に「標準偏差（小数第1位を四捨五入。） $\times 1.5$ 」を加算及び減算した各金額（小数第1位を四捨五入。）の範囲以内の価格の入札者とする。
 - (2) 算定対象の入札者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $90.5/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。
 - (3) 算定対象の入札者が5者以上の場合には、第4第2項3号で算出した基準算定基礎額から「標準偏差（小数第1位を四捨五入。） $\times 1.5$ 」を減算した価格（千円の位を四捨五入。）（建設工事）を失格基準価格とする。ただし、算定対象の入札者が5者以上の場合であっても、90.5%相当額以上の者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $90.5/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。
 - (4) 前号で算出した失格基準価格が、入札書比較価格の90.5%を下回る場合には、入札書比較価格に $90.5/100$ を乗じた額（千円の位を四捨五入。）を失格基準価格とする。

（委託業務の低入札価格基準価格等の設定）

- 第6 予定価格が50万円を超えWTO適用基準額未満の委託業務は、次の（2）から（4）により算定した価格を低入札価格調査基準価格とし、この価格を下回る価格の落札候補者は試行要領の第19第2項に規定する調査を実施する。
- (1) 算定対象は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に $80/100$ を乗じた額（1円未満は切り捨て）以上の入札金額で算出した平均値（小数以下は切捨て。）に「標準偏差（小数第1位を四捨五入。） $\times 1.5$ 」を加算及び減算した各金額（小数第1位を四捨五入。）の範囲以内の価格の入札者とする。
 - (2) 算定対象の入札者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額（百円の位を四捨五入。）を低入札価格調査基準価格とする。
 - (3) 算定対象の入札者が5者以上の場合には、入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額（1円未満は切捨て。以下「85%相当額」という。）未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格

(百円の位を四捨五入。以下「基準算定基礎額(委託業務)」という。)を低入札価格調査基準価格とする。

ただし、算定対象の入札者が5者以上の場合であっても、85%相当額以上の者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)を低入札価格調査基準価格とする。

- (4) 前号で算出した基準算定基礎額(委託業務)が、入札書比較価格の87.5%を下回る場合には、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)を、入札書比較価格の90%を上回る場合には、入札書比較価格に $90/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)を低入札価格調査基準価格とする。

(委託業務の失格基準価格の設定)

第7 予定価格が50万円を超えWT0適用基準額未満の受注希望型競争入札は、次の(2)から(4)により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格とする。ただし、総合評価落札方式の失格基準価格の算定は次項の定めるところによる。

- (1) 算定対象は、入札書比較価格以下の入札者のうち、入札書比較価格以下で入札書比較価格に $80/100$ を乗じた額(1円未満は切り捨て)以上の入札金額で算出した平均値(小数以下は切捨て)に「標準偏差(小数第1位を四捨五入。)×1.5」を加算及び減算した各金額(小数第1位を四捨五入。)の範囲以内の価格の入札者とする。
- (2) 算定対象の入札者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。
- (3) 算定対象の入札者が5者以上の場合には、第6第1項3号で算出した基準算定基礎額(委託業務)を失格基準価格とする。

ただし、算定対象の入札者が5者以上の場合であっても、85%相当額以上の者が5者未満の場合には、入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。

- (4) 前号で算出した平均価格が、入札書比較価格の90%を上回る場合には、入札書比較価格に $90/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。

2 予定価格が50万円を超えWT0適用基準額未満の総合評価落札方式は、次の(1)から(3)により算定した失格基準価格を下回る価格の入札者は失格とする。

- (1) 第6で算出した低入札価格調査基準価格が、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)となる場合には、入札書比較価格に $85/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。
- (2) 第6で算出した低入札価格調査基準価格が、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)を超え、かつ入札書比較価格に $90/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)未満である場合は、前項(1)に示す算定対象のうち85%相当額未満の価格の入札者を除いた入札者の平均価格(1円未満は切り捨て)から入札書比較価格の2.5%を減じた額(百円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。
- (3) 第6で算出した低入札価格調査基準価格が、入札書比較価格に $90/100$ を乗じた額(百円の位を四捨五入。)となる場合には、入札書比較価格に $87.5/100$ を乗じた額(百)円の位を四捨五入。)を失格基準価格とする。

(入札参加者への周知)

第8 入札参加者に対し、試行要領を長野県公式ホームページに掲載することにより、次の事項を周知する。

- (1) 低入札価格調査基準価格等が設定されていること。

- (2) 低入札価格調査基準価格が適用される対象工事等の入札について以下の事項。
- ①最低価格入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
 - ②第 11 又は第 19 の規定により調査資料を提出するよう通知を受けた場合は、期限までに提出しなければならないこと。また、会計局長又は発注機関の長の調査に応じなければならないこと。
 - ③調査結果は、第 15 又は第 16 の規定により通知されること。
- (3) 失格基準価格を下回った入札者は、調査することなく落札とはならないこと。(以下「失格」という。)
- (4) 調査に関する資料と判断結果は、契約後に原則として閲覧により公表されること。
- (5) 調査内容は、契約後に履行がされているか確認がされること。

(調査対象者への通知)

- 第 9 発注機関の長は、第 4 第 1 項の低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、落札候補者を決定(以下「調査対象者」という。)し、様式 1 により第 11 及び第 13 に規定する調査を行う旨を通知する。
- 2 発注機関の長は、第 4 第 2 項又は第 6 の低入札価格調査基準価格を下回る入札が行われた場合には、調査対象者を決定し、様式 2 により第 19 に規定する調査を行う旨を通知する。
- 3 前項の通知は、建設工事(建設コンサルタント等の業務)に係る受注希望型競争入札実施要領の第 23 第 1 項の規定による落札候補者となった旨の通知書(電子入札システムによる通知書又は F A X (様式 9))をもってこれに代えることができる。
- 4 発注機関の長は、調査対象者から入札書の提出に併せて低入札価格調査事前辞退届(様式 12)が提出又は電子入札システムにより低入札価格調査事前辞退が申請されたときは、第 1 項又は第 2 項の通知は行わないものとする。

(失格基準価格の通知)

- 第 10 第 5 及び第 7 により失格と判断した入札者については、長野県の入札情報システムに掲載するものとする。

(発注機関が行う調査(WTO))

- 第 11 発注機関の長は、第 4 第 1 項による調査対象者から次の事項について、様式 3-1 による調査資料の提出を第 9 第 1 号の通知日の翌日から 2 日以内及び工事等完了後しゅん工届提出時まで求める。なお、調査の詳細については、別に定める「特例政令の適用範囲となる建設工事の入札に係る低入札価格調査事務処理要項」によるものとする。

- (1) その価格により入札した理由
- (2) 入札価格の内訳書の根拠となる直接工事費の見積書、明細書及び単価表
- (3) 入札価格の内訳書の根拠となる諸経費の詳細な根拠資料(別添 2 の 2)
- (4) 資材購入先
- (5) 建設副産物の処理方法と処理先
- (6) 技術者及び労働者の保有と具体的配置計画
- (7) 経営内容と信用保証(決算報告書、取引金融機関名、建設業法施行規則第 4 条、第 10 条、第 19 条の 3 に該当する資料)

- 2 発注機関の長は、前項の項目のほか、調査対象者の次の事項について調査資料をまとめる。

- (1) 経営状況(過去 1 年間に受注した公共工事の契約保証の状況等)
- (2) 信用状況(建設業法違反、下請代金の支払い遅延、賃金不払い等)
- (3) その他調査に必要な事項

(会計局長への送付)

第 12 発注機関の長は、第 11 の調査資料をとりまとめ、様式 4 により会計局長へ送付する。

(会計局長が行う調査)

第 13 会計局長は、第 11 に規定する調査資料に基づいて、調査対象者から事情聴取を行う。なお、会計局長は、調査に必要な場合は、調査対象者に追加資料の提出を求めることができる。

2 会計局長は、別添 2 の 1 「調査判断項目」及び前項により提出された資料に基づき、適正な履行が可能かを判断する。

3 会計局長は、調査のために関係職員で構成する委員会を設置することができる。

(発注機関への調査結果の報告)

第 14 会計局長は、第 13 第 2 項の調査結果を様式 5 に取りまとめ、発注機関の長へ報告する。

(調査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置)

第 15 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、様式 6 により調査対象者に落札した旨を通知するとともに、他の入札参加者に対しては、入札結果の公表により知らせるものとする。

(調査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置)

第 16 発注機関の長は、調査の結果、調査対象者の入札価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、様式 7 により調査対象者に対し、理由をそえて落札しない旨を通知するとともに、次順位者に対し、落札候補者とする旨を知らせるものとする。

2 次順位者が低入札価格調査基準価格を下回る入札者の場合は、試行要領の第 11 から第 15 に定める手続きを再度行うものとする。

3 他の入札参加者に対して、第 1 項及び第 2 項の措置を入札結果の公表により知らせるものとする。

(調査結果等の公表)

第 17 試行要領に基づいて調査対象者から提出された書類は、建設工事は別記 1、委託業務は別記 2 に基づき、長野県公式ホームページに掲載し公表する。

2 発注機関及び会計局長が行った調査結果等は、建設工事は別記 1、委託業務は別記 2 に基づき、長野県公式ホームページに掲載し公表する。

(契約後の確認調査 (WTO))

第 18 発注機関の長は、第 11 以降の調査で適合した履行がされると認められ契約した調査対象者が行う工事等に対して、調査職員を指定し、調査内容の履行がなされたかどうかについて確認するものとする。

2 発注機関の長は、第 1 項の確認結果が第 11 第 1 項及び第 13 第 1 項の調査結果と異なる場合には、調査対象者に対して書面により改善を求める。

3 前項に規定する改善を求められた調査対象者は、改善のため必要な措置を講じるとともに、改善結果を書面で回答しなければならない。

4 発注機関の長は、第 2 項及び第 3 項の内容について、様式 8 により会計局長へ報告する。

(発注機関が行う調査 (WTO未満))

第 19 発注機関の長は、調査対象者が行う工事等に対して、調査職員を指定し、調査するものとする。

- 2 発注機関の長は、第9第2項による調査対象者から、様式3-2により建設工事は(1)から(11)、委託業務は(12)から(22)の事項の調査資料の提出を第9第2号の通知日の翌日から2日以内及び工事等完了後しゅん工届又は完了届(以下「竣工届等」という。)提出時までを求める。
 - (1) その価格により入札した理由書(工事調査様式-1)
 - (2) 積算内訳書(工事調査表-1)
 - (3) 工事内訳書(工事調査表-2)
 - (4) 手持ち資材一覧(工事調査表-3)
 - (5) 資材購入先一覧(工事調査表-4)
 - (6) 手持ち機械一覧(工事調査表-5)
 - (7) 従事者の確保計画(工事調査表-6)
 - (8) 工種別従事者配置計画(工事調査表-7)
 - (9) 建設副産物の搬出処理(工事調査表-8)
 - (10) 配置予定技術者名簿(工事調査表-9)
 - (11) 赤字の理由(しゅん工届提出時に提出)(工事調査様式-2)
 - (12) その価格により入札した理由書(業務調査表1)
 - (13) 積算内訳書(業務調査表2-1、2-2)
 - (14) 当該契約の履行体制(業務調査表3-1、3-2)
 - (15) 手持建設関連業務の状況(業務調査表4)
 - (16) 配置予定技術者名簿(業務調査表5)
 - (17) 手持ち機械等の状況(業務調査表6-1、6-2)
 - (18) 同種又は類似の業務受注・履行実績(業務調査表7)
 - (19) 第三者照査選任予定者届出書(業務調査表8)
 - (20) 第三者照査確約書(業務調査表9)
 - (21) 管理(主任(主任担当))技術者の専任配置誓約書(業務調査表10)
 - (22) 赤字の理由(完了届提出時に提出)(業務調査表11)
- 3 発注機関の長は、別添5「低入札価格調査による判定基準」及び前項により提出された資料に基づき、適正又は確実な履行が可能かを判断し、調査結果を様式9又は様式10に取りまとめる。なお、発注機関の長は、調査に必要な場合は、調査対象者に追加資料の提出や調査対象者から事情聴取を行うことができる。
- 4 発注機関の長は、調査の結果、適正又は確実な履行がされると認められる場合は第15の規定を準用し調査対象者に通知する。
- 5 発注機関の長は、調査の結果、適正又は確実な履行がされないおそれがあると認められる場合は第16第1項の規定を準用し調査対象者に通知するとともに、次順位者に対し、落札候補者とする旨を知らせるものとする。次順位者が低入札価格調査基準価格を下回る入札者の場合は、第19に定める手続きを再度行うものとし、他の入札参加者に対して、本項の措置を入札結果の公表により知らせるものとする。
- 6 発注機関の長は、調査内容の履行がなされたかどうかについて竣工又は完了時に確認するものとする。
- 7 発注機関の長は、第19第2項の調査資料を契約後および竣工又は完了後に、長野県公式ホームページに掲載し公表をする。公表期間は、竣工又は完了後1年以上2年未満とする。
- 8 発注機関の長は、第三者照査が実施される場合には、契約後、速やかに様式11により建設部長へ報告するものとする。

(該当する調査対象者への措置)

第20 発注機関の長は、第18第2項に該当する改善を求めたが、それに従わない調査対象者に対しては、「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」（以下、「入札参加停止措置要領」という。）別表第2第11号に該当する不誠実な行為を適用する。

2 発注機関の長は、第19第2項の提出がなかった場合及び内容に虚偽の報告がある場合は、「入札参加停止措置要領」別表第2第11号に該当する不誠実な行為及び別表第2第10号に該当する虚偽記載を適用する。

3 発注機関の長は、別添4に定める不適切な施工状況等が確認された場合は、工事又は業務成績評定点を減点するものとする。

（契約に係る措置）

第21 低入札価格調査基準価格を下回った入札を行った者と契約を締結しようとする場合は、次に掲げる事項を義務付けるものとする。なお、入札公告等において入札参加者に周知するものとする。

（1）建設工事4,500万円以上、建築一式工事9,000万円以上の場合は、主任（監理）技術者と同等の資格者（基本要件）を満たす技術者を専任（現場代理人との兼務可）で別途配置する。

（2）建設工事4,500万円未満、建築一式工事9,000万円未満の場合は、主任（監理）技術者1名を専任配置する。

（3）委託業務の場合は、管理（主任（主任担当））技術者を専任配置し、かつ第三者照査を実施する。

（その他）

第22 発注機関の長は、試行要領に関して疑義が生じた場合は、会計局長及び主務部長に協議し、対応をする。

2 試行要領に基づく手続きを別添3「低入札価格調査基準価格、失格基準価格算定のフロー」に示す。

附則 試行要領は、平成15年4月18日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成15年9月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成15年12月10日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成16年8月9日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成16年10月12日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成16年11月24日以降の開札する工事等から適用する。

附則 試行要領は、平成16年12月20日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成17年10月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成19年4月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成19年7月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成21年4月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成21年5月25日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成21年10月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成23年4月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成23年10月1日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成25年7月22日以降の入札公告から適用する。

附則 試行要領は、平成25年9月1日以降の入札公告から適用する。

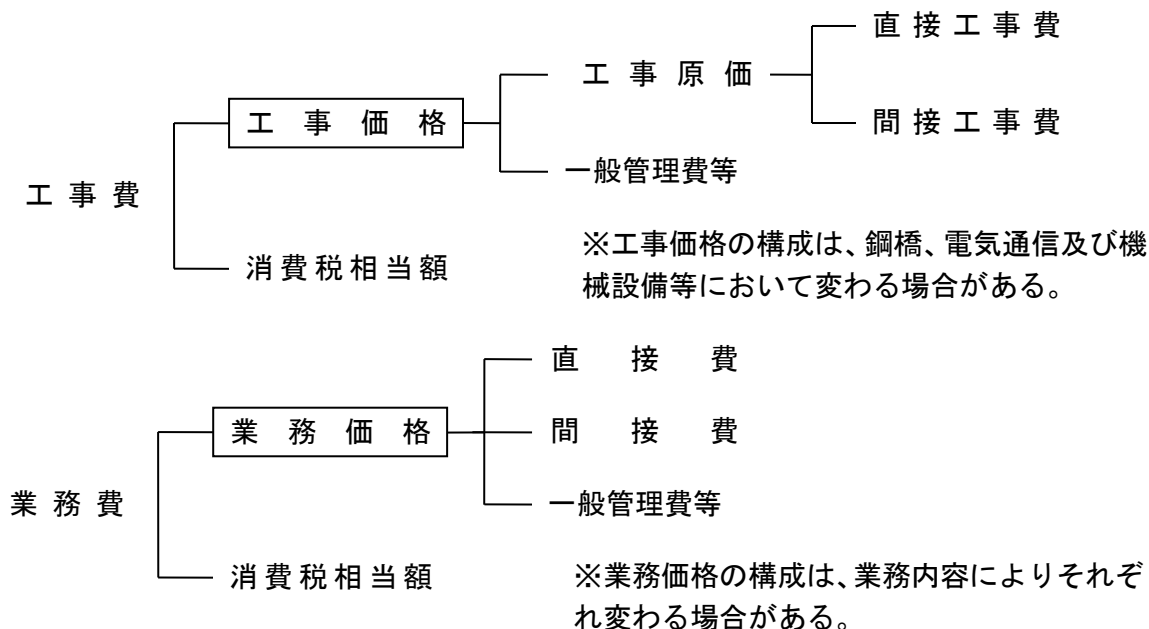
附則 試行要領は、平成26年7月1日以降の入札公告から適用する。

- 附則 試行要領は、平成 27 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用する。
- 附則 試行要領は、平成 28 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用する。
- 附則 試行要領は、平成 30 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用する。
- 附則 試行要領は、平成 31 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用する。
- 附則 試行要領は、令和元年 8 月 1 日以降の入札公告から適用する。
- 附則 試行要領は、令和 2 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用する。
- 附則 試行要領は、令和 2 年 10 月 1 日以降の入札公告から適用する。
- 附則 試行要領は、令和 5 年 1 月 1 日以降に開札する工事等から適用する。
- 附則 試行要領は、令和 5 年 3 月 13 日以降の入札から適用する。
- 附則 試行要領は、令和 6 年 4 月 1 日以降の入札公告から適用する。
- 附則 試行要領は、令和 7 年 2 月 1 日以降に開札する工事等から適用する。
- 附則 試行要領は、令和 8 年 6 月 1 日以降の入札公告から適用する。

(別添 1)

1 入札書比較価格

- ・「入札書比較価格」とは、下記に示すとおり、工事については「工事価格」（消費税抜き。）、委託については「業務価格」（消費税抜き。）を参考に発注機関の長が定める予定価格に110分の100を乗じて得た額であり、入札書に記載された金額と比較し、落札者を決定するために用いる価格である。



2 平均値及び標準偏差

○平均値： $\sum x / n$ （少数以下切捨て）

○標準偏差： $\sqrt{\frac{n \sum x^2 - (\sum x)^2}{n^2}}$

（少数1位を四捨五入、整数止め）

算定対象者数： n 入札金額： x

(別添 2) 調査判断項目

試行要領第13第2項に定める建設工事の「調査判断項目」は、次に掲げる表の各項目とする。

(別添 3) 「低入札価格調査基準価格、失格基準価格算定のフロー」

試行要領第19第2項の手続きは、次に掲げるフローとする。

(別添 4)

- 工事調査表—6に示す従事単価の理由のない減額
- 工事調査表—7に示す従事者配置予定の理由のない減員
- 業務調査表—2に示す従事単価の理由のない減額
- 業務調査表—2に示す従事者配置予定の理由のない減員
- 第19第2項による調査資料の理由のない遅延

- 工事調査表－１、２、業務調査表１１等により、不適切な見積り等で最終実績額が最終契約額を上回ることが判明した場合

(別添５) 低入札価格調査による判定基準

建設工事

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由の妥当性	記載がないなど、入札理由が明確でない場合
(2) 積算内訳が妥当でない場合	記載がないなど、積算内訳が妥当でない場合
(3) 工事費内訳が妥当でない場合	記載がないなど、工事費内訳が妥当でない場合
(4) 手持ち資材が妥当でない場合	記載がないなど、手持ち資材が妥当でない場合
(5) 購入資材先が妥当でない場合	記載がないなど、購入資材先が妥当でない場合
(6) 手持ち機械から施工能力を有していない	記載がないなど、手持ち機械から施工能力が妥当でない場合
(7) 従事者の確保計画から施工能力を有していない	記載がないなど、従事者の確保計画から施工能力が妥当でない場合
(8) 工種別従事者配置計画から施工能力を有していない	記載がないなど、工種別従事者配置計画から施工能力が妥当でない場合
(9) 建設副産物の搬出処理が適正でない場合	記載がないなど、建設副産物の搬出処理が妥当でない場合
(10) 配置技術者が適正でない場合	記載がないなど、配置予定技術者が妥当でない場合
(11) その他	上記のほか、適正な建設工事の履行が行われないおそれがあると認められる場合

委託業務

項 目	内 容
(1) その価格により入札した理由の妥当性	記載がないなど、入札理由が明確でない場合
(2) 入札内訳が妥当でない場合	記載がないなど、入札内訳が妥当でない場合
(3) 履行体制が妥当でない場合	記載がないなど、履行体制が妥当でない場合
(4) 配置予定技術者が妥当でない場合	記載がないなど、配置予定技術者が妥当でない場合
(5) 手持ち機械等から履行能力を有していない(測量業務及び地質調査業務である場合)	記載がないなど、手持ち機械等から履行能力を有していない場合
(6) 過去5か年において受注・履行した同種又は類似の業務が妥当でない場合	記載がないなど、過去における受注・履行した同種又は類似業務が妥当でない場合
(7) 第三者照査選任予定者が妥当でない場合	記載がないなど、第三者照査の資格等を有していない場合
(8) 第三者照査確約が妥当でない場合	記載がないなど、第三者照査の資格等を有していない場合
(9) その他	上記のほか、適正な委託業務の履行が行われないおそれがあると認められる場合

(別添6) 第三者照査の資格等

第三者照査は、入札公告日から落札決定日までの間、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規程に該当しない者であること。
- (2) 「長野県建設工事等入札参加資格者名簿」に登載されている者で、その業務内容が契約対象業種の内容に相応していること。
- (3) 県から、現に「長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領」に基づく措置を受けていないこと。
- (4) 調査対象者との間に資本関係又は人的関係がないこと。
 - ①親会社と子会社の関係（会社法第2条第4号の親会社をいう。会社法第2条第3号の子会社をいう）
 - ②親会社を同じくする子会社同士の関係
 - ③一方の会社の役員が他方の会社の役員を兼ねている
 - ④一方の会社の役員が他方の会社の管財人を現に兼ねている（会社更生法第67条の管財人及び民事再生法第64条の管財人をいう）
 - ⑤その他(1)から(4)までと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者
- (5) 過去（開札年度から起算して5年度以内）に調査対象者との間に第三者照査を依頼し又は依頼された関係がないこと。
- (6) 契約対象業務と同種の業務を、国、地方公共団体その他の公共的団体から受注し、完了した実績があること。（その完了日が開札日から起算して過去5年度以内である場合に限る）ただし、建築コンサルタント業務は、再委託による実績を含む。
- (7) 当該業務について、第三者照査以外の業務を調査対象者から受託する予定のない者であること。なお、当該業務の契約締結後においては、当該業務の第三者照査を受託した者と、当該業務にかかる第三者照査以外の業務について、再委託することはできない。
- (8) 配置する第三者照査技術者は受注者の管理（主任（主任担当））技術者と同等の免許、資格等を有し、かつ恒常的な雇用関係にあること。
- (9) 第三者照査に要する費用は、全て受注者の負担とすること。
- (10) 第三者照査は当該業務の「主たる部分」に該当しないため、受注者は第三者照査を再委託できるものとする。

(別添7) 管理（主任（主任担当））技術者の専任配置の資格等

- (1) 他の業務委託において、いかなる技術者としても従事がないこと。
- (2) 助言等を含めて、他の業務委託に従事がないこと。
- (3) 履行期間中は毎週の予定表と実績を発注者に提出すると共に、発注者との協議時には必ず同席すること。